

鳥取大学振興協力会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、鳥取大学と地元産業界との交流を推進し、相互理解を深めることにより、鳥取大学と地元産業界との産学連携を推進し、ひいては県内産業の振興を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、鳥取大学振興協力会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、鳥取大学（鳥取市湖山町南4丁目101番地）内に置く。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 鳥取大学と地元産業界との交流事業
- (2) 鳥取大学と地元産業界との相互理解を深める事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(入会)

第5条 本会の会員(以下単に「会員」という。)は、本会の趣旨に賛同して入会した企業その他の団体とする。

2 本会に入会するには、所定の入会申込みを行い、本会の会長(以下単に「会長」という。)の承認を受けなければならない。

(退会等)

第6条 本会を退会するには、次項の規定により会員資格を喪失する場合を除き、相当期間前に予告した上で会長に退会を届け出なければならない。

2 会員は、前項の規定により退会する場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、会員の資格を喪失する。

- (1) 解散したとき。
- (2) 破産等により団体として通常の活動が著しく制限されるに至ったとき。

(3) 会費を1年以上滞納したとき。(その事実を通知され、改めて期限を定めて滞納分を納入するよう督促されたにもかかわらず、当該期限までに滞納分全額の納入を行わない場合に限る。)

(4) 本会の趣旨・目的に反する行為をしたこと等により資格喪失とされたとき。

第4章 役員等

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名

2 役員は役員会で推薦し、総会の議を経て決定する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 任期の中途において、役員が所属する組織の人事異動等により役員が辞任した場合は、当該組織から推薦のあった者を後任に充て、その任期は前任者の残任期間とする。

5 役員は任期満了後でも後任者が就任するまで、その職務を行うものとする

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 理事は本会の業務の運営にあたる。

4 監事は会計事務を監査する。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第9条 本会に名誉会長、相談役及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、本会の会長の職にあった者で、特に本会に対して功績顕著であった者とする。

3 名誉会長、相談役及び顧問は、役員会で推薦し、総会の議を経て決定する。

4 名誉会長、相談役及び顧問は、本会の発展・育成のための助言を行う。

第10条 会議は総会並びに役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 会議は会長が招集する。

第5章 総会等

(構成)

第11条 総会は会員をもって構成し、役員会は会長、副会長及び理事で構成する。

2 監事は、必要に応じて総会及び役員会(以下「総会等」という。)に出席し、本会の会計事務について意見を言うことができる。

(開催)

第12条 総会等は、会長が招集して開催し、出席者の過半数の賛成で議事を決する。

2 総会等を開催するのが困難な場合には、各構成員に議案書を送付し、これを個別に検討した上で各自が返送してくる表決書を集計した結果に基づき、会長が議案の可否を決定することができる。この場合においては、総会等は開催したものとみなし、表決書を返送した者を出席者とみなして、前項の規定を適用する。

(議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 役員等の選任
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 会費の年額改定
- (6) 第6条第2項第4号に該当することによる会員資格の喪失
- (7) その他本会の運営に関し特に重要な事項

2 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を審議・決定する

- (1) 総会の議案
- (2) その他本会の運営に関する重要事項

第6章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、事業に伴う臨時会費、その他の収入をもってあてる。

2 会費の年額は、一口15,000円とし、各会員は一口以上の額を別途会長が定める納期までに一括納入するものとする。

3 前項の会費については、本会の事業年度の後半に入会した会員が当該年度分として納入すべき額は、一口7,500円とするが、年度中途に退会する会員に対しては、そうした減額は行わないとする。

4 会長は、第2項の会費のほか、特定の事業に参加する会員から、当該会員のみに係る経費に相当する額の臨時会費を徴収することができる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

- 1 この会則は平成12年12月14日から施行する。
- 2 初年度の事業年度は、第13条の規定に関わらず、平成12年12月14日から平成13年12月31日までとする。

附 則

この会則は平成15年1月29日から施行する。

附 則

この会則は平成16年2月12日から施行し、平成16年1月1日から適用する。

附 則

この会則は平成17年2月2日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この会則は平成19年2月16日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この会則は平成20年8月27日から施行する。

附 則

この会則は平成26年2月20日から施行する。

附 則

- 1 この会則は平成27年2月17日から施行し、平成27年1月1日から適用する。
- 2 役員の任期は第6条第3項の規定に関わらず、平成27年1月1日から平成29年3月31日までとする。
- 3 平成27年度の事業年度は、第13条の規定に関わらず、平成27年1月1日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この会則は令和元年8月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。